

令和5年12月5日開催

箕輪町農業委員会第34回総会

# 会 議 録

1 開催日時 令和5年12月5日(火) 午後3時30分から午後4時30分

2 開催場所 箕輪町役場3階 講堂

3 出席委員 22人

会長		鈴木 健二
会長代理	議席1番	春日 初
委員	2番	金澤 博
	3番	倉田 孝子
	4番	唐澤 金実
	5番	唐澤 稔
	6番	藤田 久一
	7番	櫻井 克成
	8番	井口 雅文
	9番	藤森 英雄
	10番	原 美鈴
	11番	赤沼 好秋
	12番	唐澤 健二
	13番	小林 正俊
	14番	鈴木 健二
	15番	大槻 憲治
	16番	関 幹子
	17番	唐澤 俊秀
	18番	小野健一朗
	19番	小松 孝寿
	20番	唐澤 由寛
	21番	藤澤 昭二
	22番	上田 千志

4 農業委員会事務局職員

事務局長	山口 弘司
事務局次長	唐澤 智大
事務局書記	川又 倫代

5 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について  
日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
日程第3 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
日程第4 議案第3号 農地転用許可後の事業計画変更申請について  
日程第5 議案第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について  
日程第6 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について  
日程第7 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について  
日程第8 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

事務局長 携帯電話はマナーモードにさせていただきますようご確認をお願いいたします。  
開会前の挨拶を取り交わしたいと思います。  
ご起立をお願いいたします。  
（全員起立）  
ご苦勞様でございます。  
続きまして、農業委員会憲章のご唱和をお願いいたします。

農業委員会憲章

私たち農業委員会は、農業・農村を守り、その健全な発展に寄与するため、法令遵守と高い倫理観を持ち、農業委員と農地利用最適化推進委員が一体となって、以下の憲章を遵守することを誓います。  
ひとつ、農業委員会は、

（全員唱和）

ありがとうございました。ご着席願います。  
冒頭会長よりごあいさつをお願いいたします。

会 長 （会長挨拶）

事務局長 これ以降につきましては、会長が議長となり進行いたしますのでよろしくお願いいたします。

議 長 ただいまから第34回総会を開会いたします。  
ただ今の出席委員は22人です。箕輪町農業委員会会議規則第6条による定数に達していますので、本日の総会は成立いたします。

ここで、11月の経過報告をいたします。事務局お願いします。

事務局（唐澤）

議 長 それでは、これより議事に入ります。

日程第1 「会議録署名委員の指名」を行います。

4番 唐澤 金実 委員 5番 唐澤 稔 委員  
の両委員を指名いたします。

日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（唐澤） 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
説明をいたします。

議案第1号についての説明は以上になります。ご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区の担当委員から報告をお願いします。  
1番案件、藤森委員。

藤森委員 事務局の説明のとおりで問題ないと思います。

議 長 2番案件、井口委員。

井口委員 事務局の説明のとおりで問題ないと思います。

議 長 3番案件、春日委員。

春日委員 事務局の説明のとおりで問題ないと思います。

議 長 4、5番案件、私です。事務局の説明のとおりで問題ないと思います。

6番案件、唐澤金実委員

唐澤金実委員 事務局の説明のとおりで問題ないと思います。

議 長 ただいま事務局及び地区の担当委員から説明報告がありました。  
これより質疑に入ります。  
事務局の説明及び地区担当委員からの報告について、発言のある方は挙手願います。どうぞ。  
よろしいですか。  
質疑を終結いたします。議案第1号を採決いたします。  
議案第1号について原案のとおり認めることにご異議ございませんか。  
〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。  
よって、議案第1号は、原案のとおり認めることに決定いたしました。  
  
続きまして日程第3 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局（唐澤） 議案第2号 農地法第5条の許可申請について説明をいたします。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請につきましても説明は以上です。  
ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区の担当委員から報告をお願いします。  
1番、4番、5番案件、春日委員。

春日委員 事務局の説明のとおりで問題ないと思います。

議 長 2番案件、倉田委員。

倉田委員 事務局の説明のとおりで問題ないと思います。

議 長 3番案件、藤森委員。

藤森委員 事務局の説明のとおりで問題ないと思います。

議 長 6番案件、金澤委員。

金澤委員 事務局の説明のとおりで問題ないと思います。

議 長 7番案件、関委員。

関委員 事務局の説明のとおりで問題ないと思います。

議 長 ただいま事務局及び地区の担当委員から説明報告がありました。  
これより質疑に入ります。  
事務局の説明及び地区担当委員からの報告について、発言のある方は挙手願います。どうぞ。  
よろしいですか。  
質疑を終結いたします。議案第2号を採決いたします。  
議案第2号について原案のとおり認めることにご異議ございませんか。  
（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。  
よって、議案第2号は、原案のとおり認めることに決定いたしました。

続きまして日程第4 議案第3号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局（川又） 議案第3号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の農地中間管理事業分について説明いたします。

こちらは、県の農業開発公社（中間管理機構）が間に入る形での利用権の設定を行った農地の状況となります。

44ページは、総括表となります。

田 7,638㎡ 畑 53,317.05㎡ 合計 60,955.05㎡です。

45ページからは、借り手の状況となります。

48ページからは、貸し手の状況となります。

始期は令和5年12月7日、終期は5年が令和10年の12月31日、10年が令和15年の12月31日となります。

それぞれご確認をいただきたいと思います。

議案第3号 農地中間管理事業分についての説明は以上となります。  
ご審議をお願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました。発言のある方は挙手願います。どうぞ。  
よろしいですか。  
質疑を終結いたします。議案第3号を採決いたします。  
議案第3号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（農地中間管理  
事業分）について、原案のとおり認めることにご異議ございませんか。  
（「異議なし。」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。  
よって、議案第3号は原案のとおり認めることに決定いたしました。

続きまして日程第5 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定によ  
る農用地利用集積計画について を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局（川又） 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画  
について説明いたします。  
54ページは、総括表となります。  
田 72,949㎡ 畑 53,901㎡ 合計 126,850㎡  
55ページ以降は、それぞれの年数ごとの一覧となります。  
それぞれご確認いただきたいと思います。

議案第4号 農用地利用集積計画についての説明は以上となります。  
ご審議をお願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました。発言のある方は挙手願います。どうぞ。  
よろしいですか。  
質疑を終結いたします。議案第4号を採決いたします。  
議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画  
について、原案のとおり認めることにご異議ございませんか。  
（「異議なし。」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。  
よって、議案第4号は原案のとおり認めることに決定いたしました。  
続きまして、日程第6 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出に

ついて を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局（川又） 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について説明をいたします。

72ページをお開きください。  
使用貸借・賃貸借について、双方の合意により解約の届出をしたものの内訳になります。14件 解約の届出がありました。  
次期耕作者については右の欄にございます。

報告第1号についての説明は以上になります。よろしく願いいたします。

議長

報告第1号について、事務局より説明がありました。  
これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。  
発言がないようですので、報告第1号は聞きとどめて参ります。

続きまして、日程第7 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局（川又） 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明をいたします。

76ページをお開きください。  
相続により農地を取得しました届出の受付分になります。  
相続が7件ございました。

報告第2号に付きましての説明は以上になります。よろしく願いいたします。

議長

報告第2号について、事務局より説明がありました。  
これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。

発言がないようですので、報告第2号は聞きとどめて参ります。

以上で本日の審議はすべて終了いたしますが、皆さんから本会議にかけたい案件がございましたら、お出しいただきたいと思っております。  
特にないようですので、これで本日の会議を閉じます。

大変お疲れ様でした。

会長は本会議の正確を期するため会議録署名委員と共に署名する。

会 長

---

2 番

---

3 番

---